

いじめ防止基本方針



令和7年 4月 1日

日章学園高等学校

も く じ

1. はじめに・基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3. 組織・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4. 組織の活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5. いじめ防止基本方針の活用・・・・・・・・	3
6. 相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・	3
7. いじめ防止に関する取り組み・・・・・・・・	4～6
8. ソーシャルネットサービス（SNS）を使ったいじめへの対応・・・・・・・・	6～7
9. 寮でのいじめ防止に向けた指導体制・・・・・・・・	7
10. 部活動でのいじめ防止に向けた指導体制・・・・・・・・	7
11. 自殺が懸念されるケースでの対応・・・・・・・・	7～8
12. いじめが発覚し、転学や転科を希望しているときの対処・・・・・・・・	8
13. 関係機関とは・・・・・・・・・・・・・・・・	8
14. 重大事故への対応・・・・・・・・・・・・・・・・	8～9
15. アンケート様式について・・・・・・・・	11
16. 報告書について・・・・・・・・	12

参考資料・・Ⅰ～Ⅶ

いじめ防止基本方針

日章学園高等学校

1. はじめに

本校の教育活動において、いじめ防止への取り組みは最優先課題として推進してきましたが、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月10日には宮崎県いじめ防止基本方針が策定されたことを受け、本校のいじめ防止基本方針を明らかにしました。そして平成30年4月1日には、策定から3年目を経て改訂版を作成しております。

基本方針

いじめの問題は、教育現場が抱える最大の課題となっています。報道で知る多くの事例は、いじめる側のからかいのつもりと、いじめられる側の心の傷や体の痛み、なにより恐怖心や疎外感など、加害生徒と被害生徒の気持ちには、大きな違いを際立たせています。

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、これを受けて、宮崎県では「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されました。これにより、県下の各学校では、「いじめ防止基本方針」を公開・公表することが必要になりました。本校でも「いじめ防止基本方針」を作成して、いじめ撲滅に向けて教育活動を進めてきました。

学校は、設立時に固有の設立目的を有しており、建学の精神はその総称で、創設者の理念や精神が込められ、教育の柱となっています。本校では、・「道義に徹し」 ・「実利を図り」 ・「勤労を愛す」とあり、「道義に徹し」とは、社会生活を営んでいくうえで守るべき道。「実利を図り」は、社会に役立つために自己研鑽を忘れてはならない。「勤労を愛す」は、社会人として、勤労から得られる充実感、満足感、自身の喜びや誇りとするばかりでなく、成長や心がけの大切さが謳われております。このことから、建学の精神は、「謙虚な姿勢」、「誠実な対応」、「感謝の心」を持つこととも解釈できます。更に、これらの言葉を一言にまとめると「思いやり」につながります。全教職員が一丸となり、思いやり精神を浸透させていくことが、生徒が成長することになり、いじめの撲滅に近づけるものと考えます。

また、成長過程の生徒にはあやまちや認識不足もあります。いじめ問題が発生しないように、事前に講座やホームルームでも話し合いを行い、意識付けをすることと、発生した場合に、加害生徒を悪とせず、情操教育をすることで再発防止を目指すとともに、成長を促すことも教育だと心得ております。

本校の生徒における物理的、精神的、ネット上を含めた人を傷つけるすべての行為に対して、全力を挙げて、未然防止と早期発見、早期対応、事後指導を適時的確に行っていくことを重視していきたいと考えております。

日章学園高等学校 校長

2. いじめの定義

児童・生徒等に対して、当該児童・生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒等と一定の人的関係にある他の児童・生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）より

3. 組織

□いじめ防止対策委員会

校長・教頭・スポーツ対策監・教育指導監・教務部長・生徒指導部長・進路指導部長・企画部長・情報管理室長・男女寮監長・各科長・生徒会担当者・特別支援教育コーディネーター・学年主任・養護教諭・スクールソーシャルワーカー（必要に応じて）・スクールカウンセラー（必要に応じて）・弁護士（必要に応じて）・関係職員

4. 組織の活動内容 資料Ⅴ参照

- いじめの未然防止に向けた生徒用各種講座の実施計画
- 職員対象のいじめ撲滅、早期発見に向けた研修計画
- 年間を通した啓発活動
- いじめが発生した場合のケース会議の実施
- いじめが発生して、解決後の観察と報告
- 保護者への説明や啓発
- その他の啓発活動

5. いじめ防止基本方針の活用

- 日頃の生徒指導においてマニュアルとして活用する。
- 地区会（保護者会）において、説明会を実施する。
- 全職員で定期的な研修会を実施して、確実にいじめ防止基本方針を周知徹底させる。
- ホームページに公開する。

6. 相談窓口

■生徒指導部長

【本校】 電話0985-39-1321 ファックス0985-39-1324

7. いじめ防止に関する取り組み

〈いじめが起らないための指導〉資料Ⅰ参照・資料Ⅱ参照

□全職員を対象に、いじめについて研修会を実施して、いじめ防止に対する意識の高揚を図るとともに、いじめ防止への取り組みを実践していく。(学校)

□人権やいじめについて学ばせ、他人を理解できる心を育てるため、講座(SNSなどの情報モラル指導も含む)や礼法指導、ホームルーム等で情操教育に力を入れる。(学校)

〈いじめの早期発見〉資料Ⅱ参照・資料Ⅲ参照・資料Ⅳ・資料Ⅵ

□学校の相談窓口は、生徒指導部長とする。

□担任の取り組み

- ①中学校からの申し送り事項にいじめの被害、加害生徒として明記されている場合に特に注視しておく。
- ②担任は、朝と帰りのホームルームや持ち時間(授業・ロングホームルーム)さらには行事等において、他の生徒とのコミュニケーションの取れていない生徒を観察して、いじめの早期発見に努める。毎朝、クラスの生徒の表情を読み取ることは、担任の行うべき最も大切なことである。
- ③担任は、保護者との連携を図り、生徒の心情を捉えて、いじめの早期発見に努める。
- ④いじめではないかと感じた場合、予め様式として準備してあるアンケート用紙を使って、いじめの被害者や加害者と内容について把握する。また、その内容を生徒指導部へ連絡して、連携を図る。

□担任以外の職員の取り組み

- ①教科担任は、授業中や教室に向かう途中の生徒の言動に注意して、いじめの可能性がある場合(または、いじめではないかと感じても同様)、担任への連絡を怠らない。

□学校の取り組み

- ①職員室入り口に設けてある「泉の声」は生徒からの声を文書にして投函することができる。いじめを直接止めることができなくても、この方法を伝えて、いじめの防止に協力できることを伝えていく。(学校)
- ②報道からの情報を共有して、常に全教職員が危機感を持って職務を遂行できるようにする。(全教職員)
- ③保護者からの声にも敏感に対応する。
- ④いじめアンケート調査は、年間3回で6、11、2月に行う。

〈いじめ発覚後の動き〉 資料Ⅴ参照

□学校の取り組み

- ①いじめアンケート調査（無記名）によって、いじめが認められた場合、生徒指導部による面談を実施して、被害生徒の把握に努める。
- ②いじめの事実を認めた場合、加害生徒を別室に移して内容を聴取する。同じく被害生徒からも別室にて内容を聴取して上で、内容を細かく把握する。（生徒指導部）
- ③内容を把握して担任と共有した上で、報告する。資料Ⅴ参照（生徒指導部）
- ④校長は、直ちにいじめ防止委員会の開催をして情報共有とその後の動きについて、話し合いをする。（いじめ防止委員会）
- ⑤保護者への報告を行う。場合によっては、家庭訪問により報告を行う。（生指部・担任）
- ⑥加害生徒への指導徹底（説諭指導、動画等を通しての情操教育）
- ⑦被害生徒の心のケア（いじめの内容や性別に合わせて、ケアをする職員を選任）
- ⑧被害生徒の心の準備ができるまでは、加害生徒は別室登校（特別指導）とする。
- ⑧謝罪の会（被害生徒とその保護者、加害生徒とその保護者、両者の担任と科長、生徒指導部長、教頭、校長）の実施。
〈謝罪の会〉被害・加害生徒がお互いへの思いやりを理解して、その後の学校生活がおくれるよう。最大限の配慮をすることを目標としている。
- ◎加害生徒と保護者には30分前を目処に集合していただき、内容を説明して、保護者にいじめの事実を認識していただき、謝罪の場に臨む。
- ◎出会者：加害生徒と保護者、被害生徒と保護者、校長、副校長、教頭、生徒指導部長、科長、担任。※謝罪の会の内容については、被害生徒の保護者の意向に沿う。
- 1) 加害生徒とその保護者集合 2) 内容説明 3) 被害生徒とその保護者が来校
4) 全体で内容説明 5) 加害生徒の謝罪の言葉 6) 加害生徒の保護者より謝罪
7) 被害生徒からの言葉 8) 被害生徒の保護者 9) 生徒指導部長⇒科長⇒担任
10) 教頭、校長からの言葉 11) 解散 12) 被害生徒と保護者を見送る
13) 加害生徒と保護者は、科長と担任との面談後下校する。
- ⑨特別指導（謝罪の会後は、授業参加型の特別指導）を実施する。
- ⑩反省態度、授業態度、生活態度で向上を認めた場合、特別指導の解除を行う。

〈いじめに対する指導終了後〉

- ①いじめの発見から、その指導後に、本当にいじめがなくなったのか被害生徒、保護者や周囲の生徒の情報を集め、判断する。一度起ったことは、水面下で進行することもあるため、生徒の動向を注視する。（担任・全職員）
- ②いじめの被害生徒が再びいじめのターゲットとなるケースがあり、中長期的に注視していく。（担任・生徒指導部）
- ③いじめの加害生徒が、再びいじめを繰り返すケースがあり、常に担任と生徒指導部が情報交換をして、被害者を出さないよう努める。（担任・生徒指導部）
- ④いじめの加害生徒の特別指導が終了しても、当該生徒の授業態度、生活態度、道徳的観念に疑問が生じた際には、再度指導（生活改善指導）を行う。（生徒指導部）

8. ソーシャルネットワークサービス（SNS）を使ったいじめへの対応

〈ネットいじめの防止、早期発見と対応〉

□担任の取り組み

- ①日常の学級活動の中で、情報モラルや SNS 使用上の危険性や犯罪性について、新聞やテレビ等での情報があるたびに話し合う。
- ②学校が取り組む講座の内容を保護者にも伝えていく。悩みがあったら抱え込まないように生徒や保護者に伝えていく。
- ③ネットでのいじめについても、学校の「泉の声」の利用方法を説明しておく。
- ④ネットいじめではないかと感じたら、様式にあるいじめアンケートを使って、いじめの規模や関係する生徒の情報を把握する。
- ⑤ネットいじめの事実を把握したら、生徒指導部と連携して指導にあたる。

□学校の取り組み

- ①ネット上の誹謗中傷がいじめであることや個人情報保護法の理解をすすめるため講座や関係機関の協力を得て、定期的な講演や研修会を実施する。（学校）
- ②ネット上での被害を訴えてきた生徒が現れた場合、証拠となる画像の確認をし、個人情報公表されているのか、誹謗中傷なのかを判断する。（生徒指導部）
- ③別室にて、加害生徒を調査する。証拠となる画像を確認させた上で、事実関係を認めた場合、いじめとして特別指導とする。（生徒指導部）
- ④事実関係を認めなかった場合でも、証拠となる画像等を提示して、犯罪性についての説明をした上で、正直に話すよう指導する。認めれば特別指導とする。（生徒指導部）
- ⑤加害生徒に対して、情報モラル・犯罪事例・裁判事例等を説明して、いじめであり、内容によっては名誉棄損罪や個人情報保護法に触れることなど、犯罪性があることを説明する。（情報管理室）
- ⑥被害生徒の心のケアが必要な場合は、適切な職員によって取り組む。（生徒指導部）
- ⑦謝罪の会については、上記の問題行動時の謝罪の会同様にすすめる。
- ⑧加害生徒は、被害生徒の心情を考慮して、特別指導（別室登校）か特別指導（授業参加型）にするかを判断する。（生徒指導部）
- ⑨特別指導（謝罪の会後は、授業参加型の特別指導）を実施する。（生徒指導部）
- ⑩反省態度、授業態度、生活態度で向上を認めた場合、特別指導の解除を行う。（生徒指導部）

□担任以外の職員の取り組み

①生徒からの情報等を得たら、早急をもって担任に報告すること。（全教職員）

〈ネットいじめに対する指導終了後〉

①ネットいじめ被害生徒とその保護者に情報を得て、再発防止に全力を傾ける。（担任）

②不定期的にネットいじめ被害生徒に近況の情報を得ることにより再発防止を行う。

（担任）

③再発が確認されたとき、再度特別指導を実施する。また、同時に保護者の召喚を実施する。（生徒指導部）

④誹謗中傷や名誉棄損にあたる書き込みがあり、犯人の特定ができない場合は、宮崎県警察本部サイバー対策室との連携を図り、早急な解決を目指す。

9. 寮でのいじめ防止に向けた指導体制

①寮監長・寮監（本校職員）は、校内ウェブの中学校申し送りを熟読して、いじめの被害・加害経験のある生徒を注視する。

②日常生活において、表情の変化を見逃さず、会話から精神状態を観察する。

③保護者からの情報を収集して、面談や会話により、いじめ有無を確認する。

④いじめが発生⇒ 寮監長⇒生徒指導部長⇒教頭⇒副校長⇒校長⇒いじめ防止委員会
（その後の動きについては、学校内のいじめ問題の対応と同じ）

10. 部活動でのいじめ防止に向けた指導体制

①いじめが発生した場合 部活動顧問⇒生徒指導部長⇒教頭⇒副校長⇒校長⇒いじめ防止対策委員会（その後の動きについては、学校内のいじめ問題の対応と同じ）

11. 自殺が懸念されるケースでの対応

①いじめ（ネット上も含む）による自殺が懸念されるケース

その傾向に担任が感じた場合

1) 担任⇒科長⇒生徒指導部長⇒教頭⇒副校長⇒校長⇒みやざき文化振興課

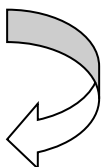


保護者⇒国際ビフレンダーズ宮崎自殺防止センター TEL0985-77-9090
ライフネット宮崎 TEL0985-28-2555

2) 保護者⇒担任⇒科長⇒生徒指導部長⇒教頭⇒校長⇒いじめ防止委員会⇒校長
⇒みやざき文化振興課



国際ビフレンダーズ宮崎自殺防止センター TEL0985-77-9090
ライフネット宮崎 TEL0985-28-2555



3) その他の情報入手の場合でも、必ず担任への連絡をすること。また、担任は科長と保護者への連絡は早急に行う。

12. いじめ（ネット上も含む）が発覚し、被害生徒とその保護者が転学や転科、転コースを希望しているときの対処。

- ①いかなる内容であっても、被害生徒のケアと加害生徒への指導は実施する。
- ②謝罪の会の実施も可能な限り目指す。
- ③転科・転コースは学校長の判断で行う。
- ④転学については、保護者と本人の希望であれば、妨げるものではないが、可能な限り①と②に取り組む。

13. 関係機関

□学校での解決が困難と判断される場合、下記の関係機関との情報交換及び連携をとって最良の対応を目指す。

- ①みやざき文化振興課 ②警察 ③宮崎県中央児童相談所 ④医療機関

14. 重大事態への対応

□いじめの事案が次の状況にある場合には、重大事態として、校長は、直ちに理事長及び宮崎県知事または「みやざき文化振興課」に報告するとともに、その事態に対応し、及び当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、速やかに重大事態のための「日章学園いじめ調査委員会」を設置する。尚、当該組織はいじめ防止委員会を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な外部専門家（弁護士・福祉の専門家・臨床心理士）を加えるなどの方法により設置。また、その調査結果については、随時、理事長に報告し、理事長は、重大事態の調査結果について、宮崎県知事または「みやざき文化振興課」に報告します。

- 1) 学校は、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適時的確な方法で説明します。
- 2) 保護者から、いじめの調査について要望があれば、いじめ防止対策委員会により調査を行い、重大事態の場合、上記の対応を行う。
- 3) 下記の事例に該当した場合、重大事態と判断し、迅速な初期対応を行い、慎重な調査を行った上、経過報告についても理事長より、県知事またはみやざき文化振興課への報告をします。

〈重大事態の例〉

- 生徒が自殺を企画 ○精神性の疾患を発症した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合
- 身体に重大な被害が生じた疑いがある場合 ○高額な金品に重大な被害を被った場合
- 生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
- いじめと考えられる原因により、年間の欠席が30日程度以上の場合
- 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

月	いじめ防止に対する取り組み	備 考
4	○ホームルームでいじめを議題に ○コミュニケーション講座（外部講師）※生徒用	担任 生徒指導部
5		
6	○アンケート調査	担任⇒いじめ防止委員
7	○アンケート集計結果報告	委員会⇒校長 いじめ防止委員会
8	○いじめへの取り組みについて職員研修（外部講師）	いじめ防止委員会
9	○いじめ防止講座（外部講師）※生徒用	
10		
11	○アンケート調査	担任⇒いじめ防止委員
12	○アンケート集計結果報告	委員会⇒校長
1		
2	○アンケート調査	担任⇒いじめ防止委員
3	○アンケート集計結果報告	委員会⇒校長

いじめ防止の職務別ポイント 防止⇒早期発見

いじめ防止のための措置	
学級担任	- いじめ問題を取り上げる機会をつくり、いじめは許されないという考え方を醸成する。傍観者から仲裁者へ - 自らが差別偏見のない成熟した大人として立ち居振る舞い、生徒への指針となる。
教科担任	授業を通して、道德教育や人権教育に触れ、情操教育に力を入れる。
養護教諭	日頃から生徒との関わりで、命の大切さや人権問題を重視して対応する。悩みを相談できる教師という関係を築く。
生徒指導部	- いじめ防止委員会と連携して、生徒・職員のための講話・研修等の計画を行い、意識の高揚を図る。 - 担任・教科担任・養護教諭と連携して、いじめ防止に関するあらゆる方策をすすめる。
管理職	学校全体の教育活動で、道德教育・人権教育の充実を図り、自己有用感を育てられる環境をつくる。

早期発見のための措置

学級担任	- 毎日の生徒との関りの中で、表情の変化を見逃さず、いじめのサインを見逃さない。 - 保護者との連絡を密にして、生徒が保護者に漏らす不安や不満、悩み等の情報共有を図り、信頼関係を構築しておく。
教科担任	- 授業を通して、生徒の表情から精神状態を見極める。 「もしかして」があれば、担任と連携・共有する。
養護教諭	体調不良の生徒の中から、いじめにより心身に異常のある生徒を見極める。教科担任⇄担任⇄生徒指導部
生徒指導部	- いじめ相談窓口として、いつでも迅速な対応ができるようにする。相談をしやすい関係をつくる。 - いじめは許さない、許されない、見過ごしてはならないことまた犯罪であることを、機会あるごとに伝えていく。
管理職	- 生徒がいじめなどの相談や訴えがしやすい環境づくりをすすめる。また、その組織が機能しているか定期的に確認する。 - 職員の意識が下がらないよう、全職員に対する発信を続ける。

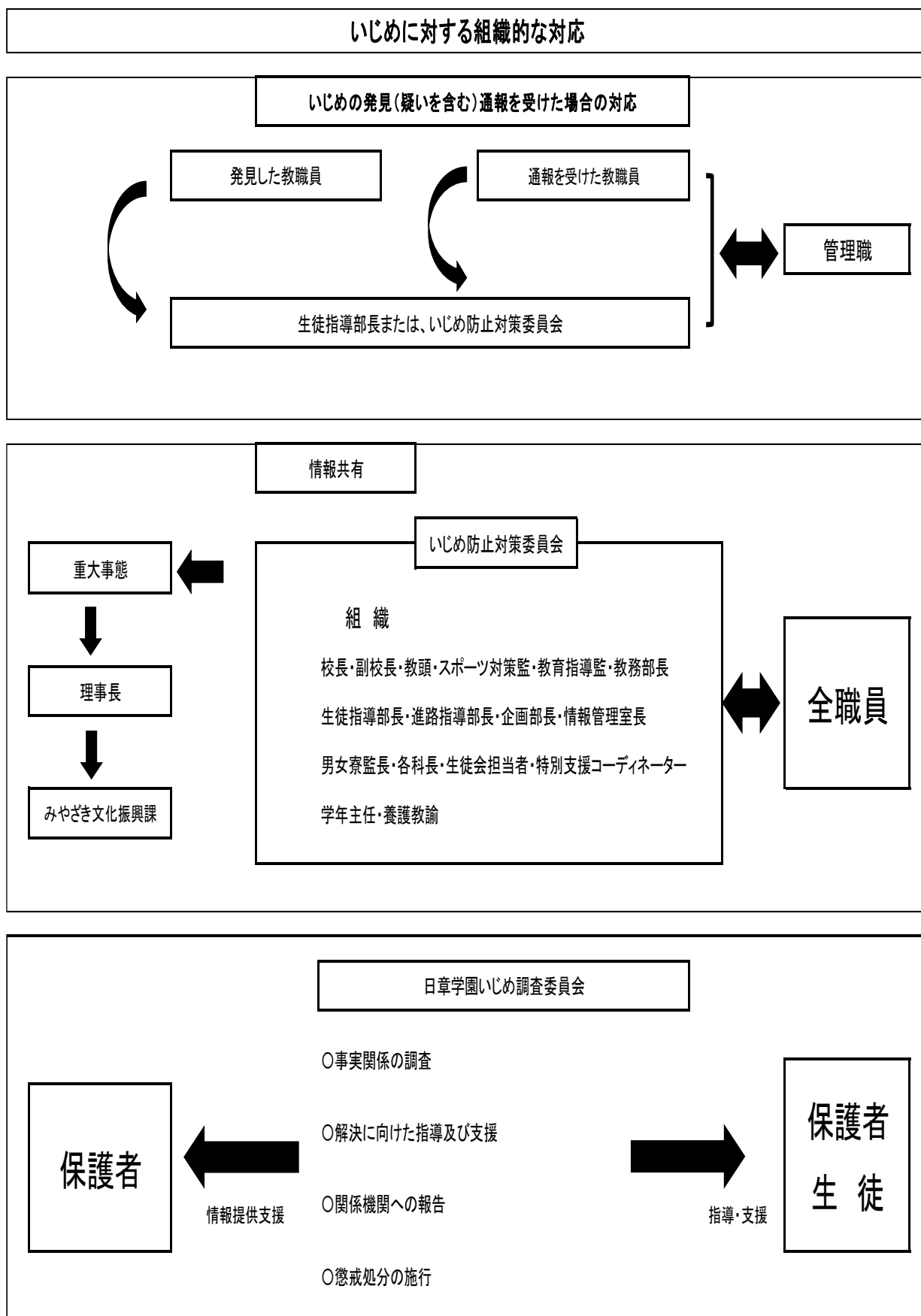
いじめ防止の職務別ポイント 措置

いじめが発生していることが認知できた場合の措置	
学級担任	・いじめ（疑いも含む）の状況や内容について、情報収集をする。 ・生徒指導部と連携して、調査内容や怪我の状態を、保護者に報告する。保護者との信頼関係を重視して報告・連絡をする。
職 員	・いじめ（疑いも含む）を認めた場合、直ちに生徒指導部・担任に連絡して、複数の教職員で対応する。
養護教諭	・生徒からいじめに関する相談を受けた場合、情報を蓄積せず、担任は生徒指導部への連絡を怠らない。
生徒指導部	・いじめた生徒が複数の場合は、複数の職員で対応して個別に調査をする。 ・いじめを受けた生徒も個別に事情を聞き、学校として被害生徒を守り抜くことを伝える。
管理職	・いじめの内容が重大事態であった場合は、躊躇せずに所轄警察署に通報して、適切に援助を受ける。 ・現状把握をして、指導・支援体制を加え、修正を加えながら、組織で対応する。 ・理事長への報告。 ・内容が重大事態であった場合、みやざき文化振興課への報告をする。

いじめのサイン

教室・部活動・放課後でのいじめのサイン	
登校時	・遅刻・欠席が増える。 ・体調不良を訴え、保健室に行くことが多くなる。 ・表情が暗くなる。
授業中	・馬鹿にされ、周囲が笑っている様子がある。 ・何人かの生徒の言いなりになり、相手の動向を気にしている。 ・積極性がなくなり、暗くなる。
休み時間	・保健室に行くことが多くなる。 ・からかいの言葉が聞こえる。 ・プロレスごっこ・肩パン等の遊びで嫌々参加している。
清掃	・仕事をやらされている。
部活動	・休みがちになる。 ・一人で行動している。

緊急時の組織的対応



13

あなたの学年と性別を書いてください。

() 年 男子・女子 ※○で囲んでください。

- ②あなたはいじめの現場を見たり、聞いたりしたことがありますか？

(はい ・ いいえ)

- ア. 暴力 イ. 暴言（悪口） ウ. からかい（言葉） エ. イタズラ
オ. 無視 カ. ネット上で悪口 キ. にらみつける ク. 仲間はずれ
ケ. 肩パンやプロレスごっこ等の遊びでごまかしているもの
コ. その他（ ）

- 口いじめをされている生徒のこと（被害者）

(科 年 級 名 前)

(科 年 級 名前)

(科 年 級 名 前)

(科 年 級 名 前)

(科 年 級 名 前)

(科 年 級 名 前)

(科 年 級 名 前)

(科 年 級 名 前)

- ★ 学校には「泉の声」があります。いつでも、いじめを見たり聞いたりしたら、投函してください。（場所～職員室出入り口の印刷室前に設置）

校 長

教 頭

生指部長

科 長



いじめ指導報告書

生徒指導部

学 級	級	科	年	生徒氏名 (被 害 者)	
い じ め の 発 生 状 況	発 生 日	年 月 日 ~			
	発生場所				
	内 容				
	面談者 (科長・部長等)				
▼ 家庭訪問・保護者面談等 ▲	【指導内容】				
▼ 未解 解決 決済 等 ▲	【指導後の経過】				
報告日	年	月	日	学級担任名	㊟